

平成30年第3回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成30年8月29日（水曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第8号 専決処分の報告について（公用車事故に係る損害賠償）
- 日程第5 議案第47号 新市建設計画の変更について
- 日程第6 議案第48号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第7 議案第49号 都市公園を設置すべき区域の決定について
- 日程第8 議案第50号 平成30年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 認定第1号 平成29年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第2号 平成29年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第3号 平成29年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第4号 平成29年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第5号 平成29年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第6号 平成29年度本巢市水道事業会計決算について
- 日程第15 認定第7号 平成29年度本巢消防事務組合一般会計歳入歳出決算について
- 日程第16 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	高橋勇樹	2番	今枝和子
3番	高田浩視	4番	寺町茂
5番	河村志信	6番	澤村均
7番	堀部好秀	8番	鏝本規之
9番	黒田芳弘	10番	臼井悦子
11番	道下和茂	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原 勉	副市長	早川 謙
教育長	川治 秀輝	総務部長	畑中和 徳
企画部長	大野 一彦	市民環境部長	洞口 博行
健康福祉部長	久富 和浩	産業建設部長	原 誠
林政部長	古沢 弘康	上下水道部長	翠 直樹
教育委員会 事務局長	溝口 信司	会計管理者	金森 利泰
代表監査委員	三田村 晃司		

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	杉山 昭彦	議会書記	坪内 重正
議会書記	大久保 守康		

開会の宣告

○議長（鰐本規之君）

ただいまから平成30年第3回本巢市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鰐本規之君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号5番 河村志信君と6番 澤村均君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（鰐本規之君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月27日までの30日間とし、8月30日から9月5日、7日から10日、13日から26日までを休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、先ほど述べたとおりとすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（鰐本規之君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告をいたします。

それでは、議長報告をさせていただきます。

初めに、私から出席しました会議等につきまして報告させていただきます。

8月27日に恵那市において開催されました第280回岐阜県市議会議長会に、瀬川副議長と出席してきましたので、その中の報告をいたします。

初めに、開催市であります岐阜市議会より会務報告があり、その後、議案の審議を行いました。

議案は、瑞浪市より提出された地方の伝統芸能文化に対する国庫補助額の確保についての要望案と、土岐市より提出された保育の質の改善についての要望議案が提出され、原案のとおり可決されました。

続いて、平成29年度岐阜市市議会議長会会計及び慶弔基金会計の歳入歳出決算認定についての議案が提出され、原案のとおり承認されました。

なお、議長会の次期開催市については土岐市に決定されました。

そのほか、7月に東海環状自動車道建設促進協議会の総会、東海環状自動車道建設促進協議会、また岐阜県西部協議会総会など、道路関係の協議会や期成同盟会の総会が開催されましたので、それぞれに出席をしておりました。

議事内容については、主に平成29年度の事業報告、決算認定、平成30年度の事業計画、予算並びに道路の早期整備に係る要望書等々の議決であり、いずれも原案のとおり承認、また可決されております。

なお、総会等の資料につきましては、議会事務局に保管してありますので、必要な方はごらんになってください。

以上で議長報告を終わります。

次に、議会だより編集特別委員会の報告を委員長をお願いいたします。

議会だより編集特別委員会委員長 臼井悦子君。

○議会だより編集特別委員会委員長（臼井悦子君）

議会だより編集特別委員会から報告します。

議会だより第59号につきましては、8月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配付されているところであります。

掲載内容につきましては、6月に開かれました第2回定例会の内容が主なものとなっております。表紙には、学校近くの川の生き物学習をしている席田小児童の写真を掲載しました。2ページからは、定例会で議決された予算決算委員会の内容、全国市議会議長会・東海市議会議長会から功労者表彰及び全国市議会議長会から感謝状、補正予算の内容と主な議案について、一般質問、委員会報告、審議結果及び各議員の表決、議員活動日誌の順に掲載し、12ページには、議員の先進地視察研修の記事を掲載しました。

今回は、平成30年6月26日、6月29日、7月10日、7月17日の計4回委員会を開催いたしました。

次回の議会だよりについては、今定例会の内容を主なものとして、11月1日発行予定です。

以上、議会だより編集特別委員会からの報告を終わります。

○議長（鰐本規之君）

次に、藤原市長から行政報告をお願いいたします。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告を申し上げます。

初めに、平成30年7月豪雨への対応につきまして、御報告を申し上げます。

前線や台風7号の影響により、日本付近に暖かく湿った空気が流れ込み続けたことにより、西日本を中心に記録的な大雨となり、本市の樽見観測所においても、降り始めの3日から8日までの総

雨量が7月の平均月降水量の1.8倍に当たる843ミリを観測しました。

特に、7日は土砂災害警戒情報に加え、岐阜県では初めてとなる大雨特別警報が本市を含む6市1村に発表をされました。その後、下呂市、岐阜市等、順次追加され、最終的に岐阜県内で16市町村に発表をされました。

これを受け、市といたしましては、災害体制を災害対策本部に移行し、同日午後4時に根尾東谷地域110世帯187人を対象に避難勧告を発令し、避難所を開設しました。

この勧告により、24世帯の36人が避難所となっている根尾文化センターへ避難されました。

その後、降雨の状況が終息したことや、根尾東谷地域の土砂災害に対する危険性が低くなったことなどを踏まえ、8日の午前10時30分に根尾東谷地域に発令していた避難勧告を解除いたしました。

その後、午後1時10分に大雨特別警報が解除され、災害対策本部を解散し、順次警戒態勢を縮小していきました。

被害の状況につきましては、幸い人命にかかわるような被害はなかったものの、真正地域では突風による住家の一部破損、損壊があったほか、根尾平野地内の国道157号では地すべりの危険性があることから、現在も通行どめとなっております。

その他の被災状況ですが、松田地内の県道及び東板谷地内の市道では、土砂崩れの影響により一時通行どめとなりました。また、平野地内に架設されています高尾中央橋左岸側護岸の一部が被災しました。

農業用施設につきましては、根尾門脇、根尾水鳥の2カ所で山腹水路の路肩崩壊が発生しました。いずれも現在、復旧に向け、災害復旧事業の採択の手続を行っております。

林道につきましては、5路線の7カ所で土砂崩れなどによる被害が見られ、うち1カ所につきましては既に復旧済みですが、県と調整が必要な1カ所を除いた残り5カ所につきましては、現在復旧に向けた準備に取りかかっているところでございます。

なお、今回被害を受けました土木施設、農業施設、林道等の復旧に要する予算につきましては、今議会に災害復旧費として計上させていただいております。

次に、台風20号の被害状況につきまして、御報告申し上げます。

先週、徳島県に上陸した台風20号では、根尾地内で時間雨量50ミリを超える猛烈な雨を記録するなどの影響により、新たに林道1カ所で路体の流出が発生いたしました。現在、復旧に向けた準備に取りかかっているところでございます。

なお、本台風による被害につきましては、現在も調査中でありますので、被害が確認され次第、順次復旧に向けた準備に取りかかっていく予定でございます。

次に、ブロック塀緊急点検結果につきまして、御報告を申し上げます。

6月18日に発生した大阪北部地震では、建築基準法に違反していたブロック塀が倒れ、高槻市の4年生の女子児童の幼い命が失われるという痛ましい事故があったことを受け、市が管理、所有するブロック塀について緊急点検を行いました。

まず、学校施設について御報告申し上げます。

学校施設につきましては、ブロック塀ではありませんでしたが、3つの小学校から不安な場所があると報告がありました。その後、調査いたしました。いずれも強固なものであるなど、危険な工作物ではございませんでした。

次に、学校施設を除いた施設について御報告いたします。

179の施設につきまして点検した結果、7カ所でブロック塀が確認され、そのうち3カ所でふぐあいが確認されました。

1カ所目は、日本巢合同庁舎西側駐車場にありますブロック塀でございますが、クラックがあり、民地側へ傾斜していること、また現在も幼児園等の駐車場として使用しており、不特定多数の人が接近するおそれがあるため、早急に撤去するよう準備を進めております。

2カ所目は、日本巢教員住宅にありますブロック塀でございますが、こちらにつきましては、道路際に設置されているものではないため、平成31年度以降に予定している建物取り壊し時にあわせて撤去する予定でございます。

3カ所目は、真正廃棄物焼却施設にありますブロック塀でございますが、こちらにつきましては、約70センチと規模も小さく、また不特定多数の人の接近が考えられる場所ではないため、経過観察とする予定でございます。

次に、本巢市庁舎統合検討有識者会議からの意見書につきまして、御報告させていただきます。

平成16年2月の合併以降、本市においては分庁舎方式により行政運営を進めてまいりましたが、庁舎の統合につきましては、まず平成19年の本巢市庁舎整備検討委員会において、十数年先を展望すれば、いずれかの時期には新庁舎の建設については不可避との報告を受けました。

その後、平成28年の本巢市庁舎統合検討委員会の報告におきましては、広域連携を含めた防災面での対応、危機管理体制の強化、行政組織における連帯感、現施設の老朽化への対応及び整備に要する財源確保の観点から、現在の分庁舎方式を改め、統合庁舎方式とすることが妥当であるとの報告を受けましたが、あわせて当委員会からは、統合する場所や方法については検討する必要があるとの附帯意見をいただいたことから、平成29年度よりこの附帯意見に対する検討を行うために、本巢市庁舎統合検討有識者会議を立ち上げ、有識者による検討を重ねてまいりました。

この有識者会議におきましては、人口重心、南海トラフ巨大地震など災害対応、災害対応機能強化、交通の利便性、財源確保など多方面にわたり御検討をいただきました。その結果、今月24日に有識者会議から、新たな場所に新築し統合することが適当であるとの意見をいただいたところでございます。

今後は、過去の委員会、今回の有識者会議の意見を踏まえ、議員の皆様を初め、各種団体の皆様に御参画いただき、庁舎整備検討委員会を新たに立ち上げ、本市としての庁舎整備に対する方針の決定に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、東海環状自動車道西回りルート of 整備状況につきまして、御報告を申し上げます。

まず、東海環状自動車道西回りルート of 市内の整備につきましては、昨年、財政投融资を活用し

て整備が進められると発表されておりますが、具体的な国と中日本高速道路株式会社の事業施行区分として、（仮称）本巢パーキングエリアと（仮称）糸貫インターチェンジについては、中日本高速道路株式会社から受託を受けた国が施行し、それ以外の部分については、中日本高速道路株式会社が直接施工することに決定したとお聞きをしております。

財源が確保され施行区分も決定されたことから、今後は国及び中日本高速道路株式会社双方による市内の道路整備が加速されるものと期待をいたしております。

また、本巢市内の現在の用地取得状況につきましては、7月末の時点で、市内の全関係者406名のうち、402名の皆様との補償を含めた契約が完了し、未契約者は4名とお聞きしております。

用地取得率につきましては、関係者数の割合で99%、取得面積では99.6%となっております。

このように、用地取得も順調に進み、また財源の確保や事業施行区分も決定したことから、昨年、国において発表された2024年の開通を待つのではなく、一年でも早い開通をお願いしていくこととし、現在、（仮称）大野神戸インターチェンジから（仮称）糸貫インターチェンジについて、2022年度までに開通していただくよう、国に対し強く要望しているところでございます。

今後、（仮称）糸貫インターチェンジの2022年度の開通見通しを早期に発表していただけるよう、引き続き国及び県に対し要望を行ってまいりますとともに、市としても協力体制を整え、整備推進に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、樽見鉄道の経営状況につきまして、御報告を申し上げます。

樽見鉄道への支援につきましては、本年2月16日に開催されました樽見鉄道連絡協議会臨時総会におきまして、今年度の沿線市町による支援額を、固定資産税相当分の補助を除きまして、5市町合わせて9,500万円とすることが決定されているところでございます。

このような状況の中、6月18日に樽見鉄道株式会社の株主総会が開催され、平成29年度における樽見鉄道株式会社の経営状況の報告がございました。

初めに、旅客営業の状況について御説明します。

桜輸送は天候にも恵まれ、前期比約500人増加の6,108人の利用者となりました。

また、新規事業として、養老鉄道とタイアップした谷汲山ミニ周遊券の発売により1,009人の利用があり、また富有柿列車の運行により119人の利用がありました。

一方で、モレラ岐阜のテナント入れかえや休日の悪天候の影響等により、モレラ岐阜駅利用者が前年度に比べ約5,800人減少したため、定期外全体の利用者は前年度比約3,600人の減少、定期外収入は155万4,000円の減少となりました。

定期収入では、通学利用者が大きく落ち込み、定期全体で419万4,000円の減収となり、旅客収入合計では574万8,000円の減収となりました。

次に、経費について御説明します。

修繕費につきましては、多額で突発的な修繕は幸い発生せず、1,248万6,000円の減少となりました。

人件費につきましては、期末の人数に変動はありませんが、期中の増減により219万3,000円減少

しました。

一方で、軽油価格の平均単価が、前期より1リットル当たり11円高騰したことにより、219万1,000円増加しました。

また、鉄道高架事業管理費を建設仮勘定振替として経費から差し引くことにより、経常損失は前年度より2,076万1,000円改善されましたが、6,150万6,000円の赤字となっております。

この赤字を補填するための沿線5市町による補助金及び国や県の補助金などの特別利益1億3,464万円と、枕木のPC化などに係る特別損失4,312万円などを差し引きますと、当期損益は前年度より1,650万3,000円増の2,900万1,000円の黒字となっております。

このように、樽見鉄道の経営状況は沿線市町や国・県からの多額の補助金に大きく依存し、こうした補助金で収支を合わせている経営状況であり、依然として厳しい状況でございます。

今後も少子・高齢化が進展することから、収入の伸び悩みなど経営環境は一層厳しくなると予想され、増収増益を図る取り組みの強化や、経費削減についても引き続き取り組むなどの経営努力が必要であると考えているところでございます。

次に、平成30年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が8月24日に開催されましたので、その概要について御報告を申し上げます。

初めに、議長の選挙が行われ、選挙の結果、議長には岐阜市議会議長の信田朝次氏が選任されました。

提出されました案件は、平成30年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）及び平成29年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての2件でございます。

まず、平成30年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、平成29年度の医療給付費市町村負担金等の精算に伴う償還金の増額の61億7,566万6,000円の補正を行うものでございまして、この補正予算につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、平成29年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、一般会計が歳入総額2億5,007万1,802円、歳出総額2億3,393万8,508円、特別会計が歳入総額2,536億2,101万4,960円、歳出総額2,416億5,578万1,214円でございます。平成28年度の決算額と比較しますと、歳出ベースで3.3%の増となっております。

この決算につきましては、原案報告のとおり認定をされました。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（鰐本規之君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第8号（上程・説明）

○議長（鰐本規之君）

日程第4、報告第8号を議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第8号 専決処分の報告についてでございます。

公用車の事故に係る損害賠償でございます。

平成30年7月9日に本巢市三橋2丁目88番地先において発生した公用車の事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、平成30年8月10日に損害賠償金を64万5,200円と決定し、和解する専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告させていただくものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、全国自治協会自動車損害共済により対応するものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（鐺本規之君）

報告第8号の補足説明を総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは報告第8号、専決処分の報告で、公用車の事故に関する損害賠償の補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の2ページの専決処分書をお開きいただきたいと思います。とっております。

最初に、事故の概要を説明させていただきます。

本年7月9日午後1時40分ごろ、上下水道課職員が公用車を運転し、本巢市三橋2丁目88番地先におきまして信号待ちをしておりましたところ、蜂が車内に侵入し、職員の首のあたりに来たため振り払おうとした際、誤ってブレーキを踏み外し、前方に停車しておりました相手方の車両に衝突したものでございます。

次に、相手方でございますが、所有者は本巢郡北方町加茂611番地1の土田勝教氏でございます。

次に、和解の内容でございますが、損害賠償額64万5,200円、これにつきましては修繕費及びその修繕に伴う代車、レンタカー代を含むものでございますが、これを支払い、双方その他債権債務がないことを確認するものでございます。

損害賠償金につきましては、先ほど市長からの提案説明がございましたように、全国自治協会自動車損害保険共済により対応するものでございます。

なお、過失の割合につきましては、市が100%ということでございます。

以上、報告8号の補足説明とさせていただきます。

日程第5 議案第47号（上程・説明）

○議長（鐔本規之君）

日程第5、議案第47号を議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第47号 新市建設計画の変更についてでございます。

新市建設計画の一部を変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律の附則第2条第2項の規定により、なお効力を有するとされる同法第5条第7項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、企画部長から御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（鐔本規之君）

議案第47号の補足説明を企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、議案第47号 新市建設計画の変更につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書の3ページをごらんいただきたいと思います。

まず、この本巣市の新市建設計画でございますが、合併前の平成15年3月に、自然環境の保全や幹線道路の整備、都市環境の整備などの地域課題に対応したまちづくりを進めるため、平成16年度から平成25年度までの10年間を計画期間といたしまして策定したものでございます。

その後、平成23年に発生いたしました東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律におきまして、合併市町村に係る地方債の特例期間が延長され、本市におきましても、平成25年に新市建設計画の計画期間を平成16年度から平成30年度までの15年間に変更し、現在に至っているところでございます。

この法律の改正以降、平成28年の熊本地震などの相次ぐ大規模災害や全国的な建設事業の増大、また東日本大震災の被災市町村における人口動態の変化などによりまして、合併市町村の市町村建設計画に盛り込まれた事業の実施に支障が生じておりますことから、このたび東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が改正され、合併特例債の発行可能期間が5年間再延長となりまして、合併が行われた年度及びこれに続く20年度とされたところでございます。

これによりまして、今回、本巣市の新市建設計画を変更するものでございまして、次のページからが変更後の新市建設計画の案でございます。

主な変更内容につきまして御説明申し上げます。

恐れ入ります。別冊の議案の概要の1ページをごらん願います。議案の概要の1ページでございます。

まず、1の計画期間の延長に伴う変更箇所につきましては、表紙、それから第1章の計画策定の方針中の計画期間、また第3章の3、主要指標の見通し中の人口の見通し、世帯数の見通し、就業人口の見通し、さらに第8章の財政計画におきまして、それぞれ期間を平成35年度までに変更するとともに、数値等を改め、加えるものでございます。

次に、2の事業名称等を現行に改めるものとしたしまして、1ページから2ページにかけてでございますが、第4章の主要施策中の主要事業、第5章の重点プロジェクト及び第6章の新市における岐阜県の事業につきまして、それぞれ現行の事業名称に改めるものでございます。

2ページをお開き願います。

3の記載内容を改めるもの、さらに3ページの4の字句を修正するものとしたしまして、それぞれ用語等の表現を現行のものに変更、修正するものでございます。

なお、4ページ以降には新旧対照表がございますので、改めてごらんをいただきたいと思っております。

以上、補足説明とさせていただきます。

日程第6 議案第48号（上程・説明）

○議長（鐔本規之君）

日程第6、議案第48号を議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第48号 市道路線の廃止及び認定についてでございます。

（仮称）本巣パーキングエリア周辺公園整備に伴い、市道路線を廃止及び認定するため、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、産業建設部長から御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鐔本規之君）

議案第48号の補足説明を産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、議案第48号 市道路線の廃止及び認定について、補足説明いたします。

お手数ですが、議案の概要の13ページ、廃止路線位置図をごらんください。

（仮称）本巣パーキングエリア周辺公園の整備に当たり、既存の市道が公園用地となることから、糸貫103号線及び糸貫2011号線を廃止して、17ページをごらんください。認定する路線図のとおり、終点を随原宇村前93番地先までの糸貫103号線として、続きまして、18ページをごらんください。認定する路線図のとおり、終点を随原宇松ノ木162番1地先までの糸貫2011号線として、また、19

ページをごらんください。認定する路線図のとおり、起点を随原字松ノ木183番1地先からの糸貫2219号線として認定をお願いするものであります。

次に、20ページをごらんください。

認定する路線図のとおり、公園用地西側に起点を随原字松ノ木162番1地先から同字高田203番1地先までを終点とする糸貫2220号線として、また、21ページをごらんください。認定する路線図のとおり、公園用地東側に起点、終点が随原字松ノ木188番1地先とする糸貫2221号線として認定をお願いするものでございます。

補足説明は以上でございます。

日程第7 議案第49号（上程・説明）

○議長（鰐本規之君）

日程第7、議案第49号を議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第49号 都市公園を設置すべき区域の決定についてでございます。

（仮称）本巢パーキングエリア周辺公園整備に伴い、都市公園として区域を決定するため、都市公園法第33条第5項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、産業建設部長から御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鰐本規之君）

議案第49号の補足説明を産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、議案第49号 都市公園を設置すべき区域の決定について、補足説明させていただきます。

お手数ではございますが、議案書7ページをごらんください。

1の都市公園を設置すべき区域は、本巢市随原字松ノ木の一部ほかであります。

ほかの内訳につきましては、同字高田、同字西高田、同字朝稲、見延字芝添であります。

2の面積につきましては、約2万3,000平方メートルでございます。

3の区域図につきましては、8ページをごらんください。

東海環状自動車道（仮称）本巢パーキングエリアの北側に隣接する場所となり、また凡例のとおり斜線で表示された範囲となります。

次に、概要について御説明をいたします。

お手数でございますが、議案の概要22ページをごらんください。

2の決定する区域の位置につきましては、東海環状自動車道（仮称）本巢パーキングエリアに接続した（仮称）本巢パーキングエリア周辺公園を整備するために、本位置とするものであります。

規模については、市民の憩いの場や地域振興の場を提供するため、ドームテント、トイレ、店舗、管理棟の建築物や芝生広場、遊具、せせらぎ、駐車場等、配置計画に基づき必要な面積を確保するものであります。

なお、大規模災害時の緊急避難場所等の防災拠点及び物資の緊急輸送の拠点としても利用できるよう施設を整備するものであります。

また、この公園は、国の社会資本整備総合交付金における都市公園整備事業の対象事業とされており、同事業採択基準の2ヘクタール以上の公園敷地とするものであります。

補足説明は以上でございます。

日程第8 議案第50号（上程・説明）

○議長（鰐本規之君）

日程第8、議案第50号を議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第50号 平成30年度本巢市一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,376万2,000円を追加するものでございます。

主な歳入歳出といたしましては、普通国税の増額、子供の運動習慣アップ支援事業委託金の新規計上、また財政調整基金繰入金の減額、また7月4日から8日の豪雨による災害復旧費の新規計上、また前年度の国・県補助金・負担金等に係る還付金等の増額でございます。

よろしく御審議いただきまして、議決賜りますようお願いを申し上げます。

日程第9 認定第1号から日程第15 認定第7号まで（上程・説明・監査委員報告）

○議長（鰐本規之君）

日程第9、認定第1号から日程第15号、認定第7号についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、平成29年度本巢市の各会計決算の認定につきまして御説明を申し上げます。

まず、認定第1号 平成29年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は170億8,253万3,869円、歳出総額は161億1,469万1,530円、歳入歳出差引残額は9億6,784万2,339円でございます。

次に、認定第2号 平成29年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてでございます。
事業勘定の歳入総額は44億5,891万9,769円、歳出総額は41億3,913万7,740円、歳入歳出差引残額は3億1,978万2,029円でございます。

また、施設勘定の歳入総額は2億6,092万6,274円、歳出総額は2億4,953万6,453円、歳入歳出差引残額は1,138万9,821円でございます。

次に、認定第3号 平成29年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は3億9,385万6,973円、歳出総額は3億9,035万1,634円、歳入歳出差引残額は350万5,339円でございます。

次に、認定第4号 平成29年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は6億8,454万5,620円、歳出総額は6億6,590万9,413円、歳入歳出差引残額は1,863万6,207円でございます。

次に、認定第5号 平成29年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は3億5,552万7,380円、歳出総額は3億4,856万7,065円、歳入歳出差引残額は、696万315円でございます。

以上、一般会計及び特別会計決算の5案件につきましては、去る7月9日から8月2日までの間、監査委員によります決算審査を実施していただいておりますので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付しまして、議会の認定をお願いするものでございます。

次に、認定第6号 平成29年度本巢市水道事業会計決算についてでございます。

収益的収入は9億1,174万7,016円、収益的支出は8億4,895万1,483円でございます。

また、資本的収入は2億1,702万720円、資本的支出は5億9,777万7,173円でございます。

水道事業会計決算につきましては、去る5月28日、監査委員によります決算審査を実施していただいておりますので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付しまして、議会の認定をお願いするものでございます。

次に、認定第7号 平成29年度本巢消防事務組合一般会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は8億8,709万9,777円、歳出総額は7億7,692万7,239円、歳入歳出差引残額は、1億1,017万2,538円でございます。

平成30年3月31日をもちまして解散いたしました本巢消防事務組合の一般会計決算につきましては、事務を承継しております北方町において調整し、構成市町それぞれにおいて審査に付し、認定を受けることとされておりますことから、去る8月10日に監査委員によります決算審査を実施していただいておりますので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

以上、よろしく御審議いただきまして、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鰐本規之君）

それでは、認定第1号から認定第7号については、監査委員に監査をお願いしてありますので、代表監査委員に決算審査についての意見を求めます。

代表監査委員 三田村晃司君。

○代表監査委員（三田村晃司君）

それでは、監査委員を代表いたしまして、決算意見について申し上げます。

今回審査しましたのは、地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成29年度本巢市一般会計・特別会計歳入歳出決算、同法第241条第5項の規定により審査に付された平成29年度基金の運用状況について及び本巢消防事務組合一般会計歳入歳出決算について、そのほかに、地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成29年度本巢市水道事業会計決算でございます。

最初に、一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況について述べます。

審査は、7月9日から7月18日までの間で、本庁舎3階第1委員会室において5日間にわたり実施しました。また、8月2日に富有柿センターと弾正小学校に出向き、実地審査を行いました。

審査内容は、富有柿センターに設置された高木貞治博士記念室開室事業と、弾正小学校施設整備事業として行われました体育館増築工事について、実地審査を行いました。

審査の結果につきましては、審査に付されたいずれの書類も関係法令に準拠して作成されており、その係数に誤りがないものと認められました。

また、予算の執行及び関連する事務についても適正に行われていることを確認いたしました。

各会計の審査結果の詳細につきましては、提出いたしました審査意見書に記載のとおりです。

それでは、決算の状況及び意見を簡潔に述べます。

一般会計に特別会計を合わせた当年度の総計決算額は、歳入232億3,631万円、歳出219億819万4,000円であり、形式収支は13億2,811万6,000円、実質収支は12億765万4,000円とともに黒字となり、前年度と実質収支を除く単年度収支についても、1億1,408万3,000円の黒字となっています。

当年度の主な財政分析指数を見ると、財政力指数は0.605で、前年度に比べると0.021ポイント低下し、財政構造の弾力化を判断する経常収支比率は84.8%で、前年度に比べ2.3ポイント上昇しています。

このことから、昨年度決算に引き続き留保財源が減少し、財源の余裕が失われつつあるため、財政構造の硬直化が危惧されます。今後は安定的かつ自主的な財政基盤の構築と、財政構造の弾力化の向上に向け、自主財源の確保に取り組まれることが必要であると考えます。

次に、歳入決算について、歳入構成を見ますと自主財源の構成比率は49.6%で、対前年度比0.7ポイント上昇していますが、依然5割を切っており、自主財源の確保を必要としているところです。

収入未済額は、一般会計は1億2,780万円で、前年度に比べ3億7,054万4,000円の減となり、特別会計は1億7,484万3,000円で、前年度に比べ4,608万円減少したものであります。

市税等の過年度分を含めた滞納繰越合計額の年度末推移を見ますと、市税については軽自動車税を除き減少傾向にあり、特に固定資産税について大きく減少したものであります。そのほか、住宅

使用料、幼稚園の負担金及び使用料も減少傾向であり、特別会計である国民健康保険税、農業集落排水事業施設使用料及び公共下水道施設使用料についても減少傾向にあります。

また、不納欠損額は、一般会計では前年度に比べ1億6,387万8,000円で、1,326.4%の増加となっております。その要因は、市税で1億6,476万1,000円で、1,444.4%増加したもので、特に固定資産税において不納欠損したことによるものであります。ほかに、負担金、使用料、雑入における不納欠損額は減少となっています。

また、特別会計の国民健康保険税についても減少しています。

不納欠損は、納税者に不公平感を抱かせるだけでなく、納付意欲を著しく低下させるものであるため、今後も不納欠損処分に当たっては徹底した調査の上、厳正に対処することを望みます。

なお、収納体制につきましては、関係部署が連携した全庁的な取り組みを進めていただき、引き続き収入未済額の縮減、収納率の向上が図られることを期待いたします。

次に、歳出決算について、歳出構成を見ますと、義務的経費を除いた物件費、維持補修費及び補助費等の割合は35.0%で、前年度に比べ1.2ポイント上昇しています。

主な要因は、補助費等では常備消防費の消防広域化事業負担金であり、物件費では小学校におけるOA機器や、道の駅改修に伴う厨房機器及び高木貞治博士記念室事業における備品購入費、その他パーキングエリア周辺公園整備に伴う測量設計や、学校間ネットワークシステム設計委託料が増加したことによるものです。

また、統計経費の割合についても18.6%で、前年度に比べ1.5ポイント上昇しています。

主な要因は、観光施設管理費におけるNEO桜交流ランドにプロジェクトアドベンチャー施設整備、淡墨公園休憩施設改修及び道の駅・織部の里もとすの再構築事業によるものであり、土木費の道路橋りょう費における交通安全施策整備費及び道路維持管理事業の事業費が増加したことによるものです。

次に、市債の発行については、当年度は14億1,218万1,000円を発行しています。このうち一般会計は13億9,698万1,000円で、特別会計は1,520万円発行されています。

当年度末における残高は、一般会計、特別会計合わせて232億8,381万5,000円で、前年度に比べ2億1,555万5,000円減少しています。

引き続き、歳入に応じた形での投資を念頭に、将来の世代に過大な負担を残すことがないように、適切な市債残高と仕組みに努めることを望みます。

不用額については、一般会計と特別会計を合わせた総額で14億3,513万4,000円であります。前年度より3億5,795万9,000円増加しています。

予算執行については現状を把握し、適正な時期に適正な金額の補正を行うなど、不用額の減少に努力し、より適正な運用が図られることを期待いたします。

最後に、当年度決算は今後の社会の流れでもある少子・高齢化に伴う人口減少により、歳入が減少傾向にあり、一方で、福祉医療など国民健康保険、後期高齢者保険などを含む社会保障関連費用の伸びが顕著であること、公共施設及び社会資本の老朽化、減災対策などにより歳出が増加する結

果となり、今後も地方自治には厳しい財政運営が求められます。将来を見据えた健全な財政計画のもと、さらなる財政の健全化を目指し、市民福祉の向上と市政の発展に尽力されることを望むものです。

続いて、水道事業会計について述べます。

審査は、5月28日に本庁舎2階第2委員会室において実施しました。また同日に、文殊送水ポンプ場に出向き、整備された発電機設備設置工事の現地審査を行いました。

審査の結果につきましては、審査に付されたいずれの書類も関係法令に準拠して作成されており、当年度の当年度末の経営成績及び当年度末現在の財政状態を適正に表示しているものと認められました。

審査結果の詳細につきましては、提出いたしました審査意見書に記載したとおりです。

それでは、決算の状況及び意見を簡潔に述べます。

当年度の事業実績を見ると、給水人口は3万2,059人、給水戸数は1万580戸となり、前年度に比べ給水戸数は167人の減となり、給水人口は82戸増加しています。

また、年間配水量は14万1,092立方メートル増加したものの、年間有収水量は6,401立方メートル減少しています。

その結果、配水量に対する有収水量の割合を示す有収率は73.7%で、前年度に比べると2.5ポイント低下しています。有収率については、ここ数年低下傾向にあり、その対策として、計画的に老朽管の交換や漏水箇所修繕に努められているところですが、結果としてあらわれてきていないのも事実であります。

効率的で有効な水資源を利用するという点においては、今後、原因を調査し、有収率の向上を図るために無効水量を減少させるよう対処されることを望みます。

次に、建設拡張改良工事については、送水ポンプ場の発電機設置工事、浄水場等の機械電気施設整備費における修繕または更新を実施し、危機管理対策の充実を図ったほか、耐震管を採用した配水管の拡張及び改良など、災害に強い水道管の整備が計画的に進められているところです。

経営面では、営業収益が3億5,372万7,000円、営業費用が7億6,887万円であり、前年度に比べると営業収益は497万3,000円、1.5%増加、営業費用は2,645万8,000円、3.6%増加しています。

この結果、営業利益は前年度に比べ2,148万5,000円の減少となっています。

また、営業外収益、営業外費用ともに前年度に比べると減少となり、営業利益と合わせた経常利益についても、前年度に比べ2,467万円の減少となっています。

これにより営業収支比率が45.6%となり、対前年度に比べ1.2ポイント低下し、営業損失が増加していることとなります。

さらに、原価計算において給水利益が97円の減少となり、供給単価を超えようとしていることから、水道使用料の改定に対する検討が必要と考えられます。

次に、財政状態を見ると、当年度は2億5,540万円に及ぶ建設改良工事が行われていますが、この財源は企業債及び負担金によって賄われているため、財政状態に大きな変動はありませんが、固

定資産対長期資本比率は131.3%で、前年度に比べると1.1ポイント低下しています。これは、固定資産、固定負債、剰余金等の変動によるもので、前年度と同様、過大投資の基準である100%を超えている点が懸念されるところです。

また、短期債務に対する支払い能力を示している流動比率及び酸性試験比率は227.8%であり、前年度に比べ0.3ポイント低下しているものの、依然として信用度の高い数値を示しているところです。

水道事業は市民や企業の節水やコスト削減意識の定着に加え、節水機器の普及により、大幅な給水収益の増加は期待できないところです。一方で、安全な水道水を安定供給するため、水道施設の老朽化対策、耐震化の促進、水質・危機管理など多額の資金を必要とすることから、厳しい財政下における事業経営が求められています。引き続き、将来の財政負担の軽減と平準化などを図りながら、計画的で効率的な財政運営に努めることを望みます。

続いて、平成29年度本巢消防事務組合一般会計歳入歳出決算について述べます。

審査は、8月10日に本庁舎3階第2委員会室で実施しました。

審査の結果につきましては、審査に付されたいずれの書類も関係法令に準拠して作成されており、その係数に誤りがないものと認められました。

また、予算の執行に関連する事務についても適正に行われることを確認いたしました。

審査結果の詳細につきましては、提出いたしました審査意見書に記載したとおりです。

それでは、決算の状況及び意見を簡潔に述べます。

一般会計の総額は、歳入8億8,710万、歳出7億7,692万8,000円であります。

形式収支は1億1,017万2,000円となり、実質収支でも同額の黒字となっています。

また、消防の広域化に伴い、平成30年3月31日をもって本巢消防事務組合が解散したことにより、形式収支の1億1,017万2,000円は組合管理者である北方町に引き継がれており、その後清算されるものです。

次に、予算の執行状況について述べます。

歳入決算については、歳出歳入総額は予算年額に比べ6,987万4,000円の増となり、その要因は、繰越金確定によるものと諸収入の基金解約等の増額によるものであり、歳入の主な構成内容は、分担金及び負担金が90.8%、諸収入が5.7%及び繰越金が3.3%となっています。

次に、歳出決算については、歳出総額は予算年額に比べ4,029万8,000円の減となり、不用額も同額であります。

その主な要因は、常備消防費、財産管理費及び総務一般管理費等の減額によるものであり、歳出の主な構成内容は消防費が91.3%、総務管理費が6.0%及び公債費が2.77%となっています。

次に、組合債の状況については、平成29年度の発行額はなく、平成29年度末の組合債現在高は1億201万3,000円となり、この組合債については、本巢消防事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議書に基づき、本巢市と北方町に引き継がれるものです。

次に、財産の状況については、土地について、根尾分署の用地が一部減少したものの、建物の増

減はなしとなっています。

また、物品の状況については、購入価格50万以上の物品について平成29年度中25点購入し、4点廃棄したもので、年度末の現在高は21点増加し、総数133点となっています。

平成29年度の一般会計歳入歳出決算については、申し述べたとおりであります。消防の広域化に伴い、本巢消防事務組合は平成30年3月31をもって解散となり、4月1日から常備消防に関する事務は岐阜市消防本部が担うこととなっています。

今後は、未精算の財産については、本巢消防事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議書に基づき適正に清算していただくとともに、岐阜市消防本部として住民サービスの向上、消防体制の基盤強化に努められることを望みます。

以上で、決算審査についての意見を終わります。

○議長（鰐本規之君）

これより決算審査の意見に対する質疑を行います。

なお、事業内容の質疑は9月6日の本会議で行います。

それでは、決算審査の意見に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで決算審査の意見に対する質疑を終わります。

代表監査委員は自席にお戻りください。

日程第16 議員派遣について

○議長（鰐本規之君）

日程第16、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第162条の規定により議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

散会の宣告

○議長（鰐本規之君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

9月6日木曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会といたします。お疲れさまでした。

午前10時44分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 鏑 本 規 之

署 名 議 員 河 村 志 信

署 名 議 員 澤 村 均